

長崎県における鉱工業生産指数の基準改定について

平成25年11月

長崎県

県民生活部統計課

1. 改定の趣旨

政府及び関係機関で作成する主要経済指標としての各種経済指数については、相互間の比較利用を容易にするため、「指数の基準時は、原則として5年ごとに更新することとし、西暦年の末尾が0または5の付く年とする」とされていることから、基準時を平成17年(2005年)から平成22年(2010年)に改定し、採用品目やウェイトの見直し等を行った。

2. 改定の主な内容

(1) 基準時及び品目ウェイトの算定年次変更

指数の基準時及びウェイトの算定年次を、現行の平成17年(2005年)から平成22年(2010年)に変更。

これにより各指数値は、平成17年の平均値を100.0とした比率から、平成22年の平均値を100.0とした比率で表されるものに変更した。

(2) 業種分類の一部変更(資料1)

平成22年基準指数の業種分類は、平成17年基準を踏襲しつつ原則として日本標準産業分類(第12回改定)(平成21年3月統計基準設定)に準拠したものに変更。

具体的には、旧「一般機械工業」は、「はん用機械工業」、「生産用機械工業」で構成する「はん用・生産用機械工業」とした。

(3) 採用品目の見直し(資料2)

生産指数の採用品目は、主に経済産業省生産動態統計から選定した。業種別に代表性等の観点から品目選定を行うとともに、経済産業省の所管外の品目についても採用の可否について検討した。

《新規採用品目》

- ・ 鉄鋼業に、「鉄系鍛工品」を追加。
- ・ 輸送機械工業に、「船用ボイラ」を追加。

《廃止品目》

- ・ はん用・生産用機械工業(旧:一般機械工業)の、「巻上機」を廃止。
- ・ 電気機械工業の、「太陽電池モジュール」を廃止。
- ・ 窯業・土石製品工業の、「耐火れんが」、「不定形耐火物」を廃止
- ・ 食料品工業の、「パン」「めん類」を廃止。

(4) ウェイトの見直し(資料3)

業種別のウェイトは、工業統計を基礎データとして、指数の業種分類・概念に適合するよう組替えを行った上で算定した。

生産指数におけるウェイトが変化した主な業種は、以下のとおり。

ウェイトの変化状況

指数の種類	ウェイト上昇業種	ウェイト低下業種
生産指数 (付加価値額)	輸送機械工業 繊維工業 はん用・生産用機械工業	食料品工業 鉄鋼業 電子部品・デバイス工業

注)はん用・生産用機械工業の平成17年基準のウェイトは一般機械工業。

(5) 季節調整法の見直し

季節調整法は、米国センサス局のX-12-ARIMA(Ver.0.2.10)を用い、ARIMA モデルやオプションの見直しを行った。

平成17年基準からの主な変更点は、以下のとおり。

季節調整の対象期間を、7年間(84 か月)から8年間(96 か月)に延長
ARIMA モデルの選定方法を変更。

(011)(011)モデルで仮外れ値を検出(外れ値検出されず)

仮外れ値を変数として設定した上で、BIC の小さいスペックの(011)(011)モデルを採用。

3. 新基準への切替え時期と改定結果

平成22年基準による指数値へは、平成25年9月公表分から切り替える。過去系列については、平成20年1月以降について新基準による系列を作成した。

また、平成20年1月～3月の時点で旧基準との接続を行い、平成15年まで遡及した過去時系列も整備した。